様式第七号の二（第十四条の七の二関係）（平６建令２・全改、平12建令41・平22国交令12・平26国交令79・平29国交令13・令元国交令34・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）
3 4 0

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

年　月　日

知事　殿

届出者　住　所

氏　名

受付番号	受付年月日	届出時の登録番号
※	※	

宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者と届出人との関係		1.相続人　2.本人　3.法定代理人　4.同居の親族	
届出の理由		1. 死亡 2. 法第18条第１項第１号 3. 法第18条第１項第２号 4. 法第18条第１項第３号 5. 法第18条第１項第４号 6. 法第18条第１項第５号 7. 法第18条第１項第６号 8. 法第18条第１項第７号 9. 法第18条第１項第８号 10. 法第18条第１項第12号	
宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者の氏名			性別　1.男　2.女
生年月日		年　月　日	
登録年月日		年　月　日	
本籍			
住所			
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称		
	免許証番号	国土交通大臣 知事（　）第　号	
届出事由の生じた日		年　月　日	

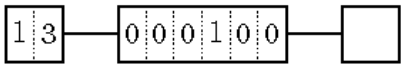
確認欄
※

備　考

①　届出者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「届出時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を記入すること。

（記入例）



［東京都知事登録第000100号の場合］

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事（石狩）
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事（渡島）
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事（檜山）
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事（後志）
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事（空知）
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事（上川）
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事（留萌）
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事（宗谷）
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事（オホ）
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事（胆振）
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事（日高）
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事（十勝）
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事（釧路）
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事（根室）

③　「宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

④　死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知つた日を付記すること。